



平成 25 年度下請法推進標語

「見直そう」 その一言で 救われる

出典：公正取引委員会

<https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitaukekankoku/R4FY>

下請法を再確認しませんか。

親事業者には次の 11 項目の禁止事項が課せられています。たとえ下請事業者の了解を得ていても、また、親事業者に違法性の意識がなくても、これらの規定に触れるときには、下請法に違反することになるので十分注意が必要です。

1 受領拒否 (第 1 項第 1 号)

注文した物品等の受領を拒むこと。



2 下請代金の支払遅延 (第 1 項第 2 号)

下請代金を受領後 60 日以内に定められた支払期日までに支払わないこと。



3 下請代金の減額 (第 1 項第 3 号)

あらかじめ定めた下請代金を減額すること。



4 返品 (第 1 項第 4 号)

受け取った物を返品すること。



5 買ったとき (第 1 項第 5 号)

類似品等の価格又は市価に比べて著しく低い下請代金を不当に定めること。



6 購入・利用強制 (第 1 項第 6 号)

親事業者が指定する物・役務を強制的に購入・利用させること



7 報復措置 (第 1 項第 7 号)

下請事業者が親事業者の不正な行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由としてその下請事業者に対して、取引数量の削減・取引停止等の不利益な取扱いをすること。

8 有償支給原材料等の対価の早期決済

(第2項第1号)

有償で支給した原材料等の対価を、当該原材料等を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に相殺したり支払わせたりすること。



9 割引困難な手形の交付 (第2項第2号)

一般の金融機関で割引を受けることが困難であると認められる手形を交付すること。



10 不当な経済上の利益の提供要請 (第2項第3号)

下請事業者から金銭、労務の提供等をさせること。



11 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し

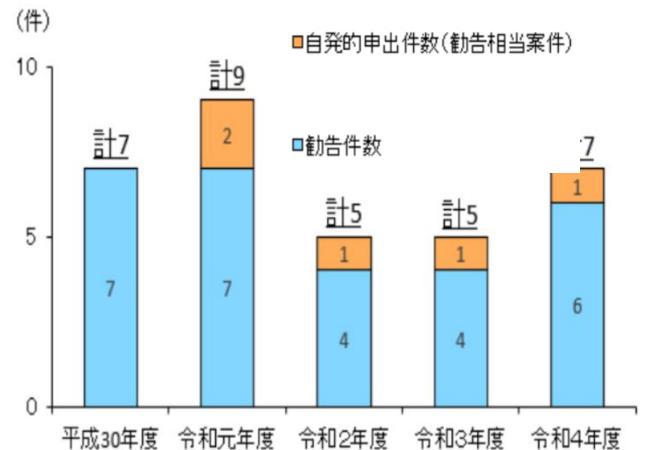
(第2項第4号)

費用を負担せずに注文内容を変更し、又は受領後にやり直しをさせること。



■下請法違反 勧告件数

【勧告件数及び自発的申出件数(勧告相当案件)の推移】



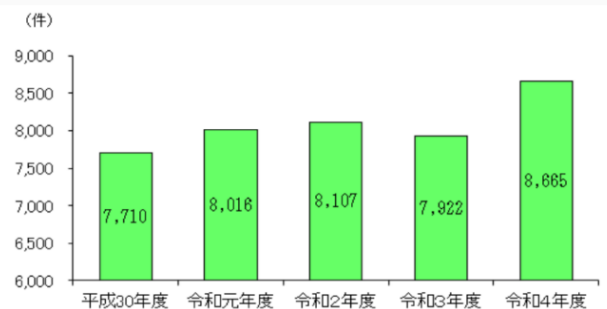
【自発的な申出の件数】

(単位:件)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	73	78	24	32	23

公正取引委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、下請事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置等、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している

【指導件数の推移】



■令和5年下請法勧告事例

令和5年6月29日現在

勧告を受けると、勧告の内容に従うかどうかに関わらず、企業名、違反内容、勧告内容が公表されます。公正取引委員会のホームページには、下請法勧告一覧のページがあり、過去の勧告も含め、誰でもすぐに関覧できるようになっています。

下請法に違反したことが広く世間に知られることにより、自社の評判が低下したり、今後の取引に影響が出たりすることもあるでしょう。勧告が公表されることによる不利益は計り知れません。

社名	株式会社ノジマ
概要	<p>株式会社ノジマは、自社の店舗等で販売する家庭電気製品等の製造を下請事業者に委託しているところ、令和元年7月から令和4年10月までの間、次のアからカまでの額を下請代金の額から減じていた。</p> <p>ア 「拡売費」の額 イ 「物流協力金」の額 ウ 「セールリベート」の額 エ 「キャッシュリベート」の額 オ 「オープンセール助成」の額 カ 「発注手数料」の額</p> <p>減額金額は、下請事業者2名に対し、総額7310万9046円である。</p>
違反法条	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）
勧告日	令和5年6月29日

社名	株式会社ナフコ
概要	<p>株式会社ナフコは、消費者に販売する日用雑貨品、家具等（以下「商品」という。）の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者から商品を受領した後、当該商品に係る受入検査を行っていないにもかかわらず、当該商品に瑕疵があることを理由として、令和3年2月から令和4年12月までの間、当該商品を引き取らせていた。</p> <p>返品した商品の下請代金相当額は、下請事業者181名に対し、総額4042万6744円である。</p>
違反法条	第4条第1項第4号（返品の禁止）
勧告日	令和5年3月29日

社名	工機ホールディングス株式会社
概要	<p>工機ホールディングス株式会社は、子会社又は卸売業者に販売する電動工具向けホースカバーセットの製造を本件下請事業者に委託していたところ、令和3年1月、単価引上げを求める本件下請事業者に対して、実際には具体的な単価引上げの計画などないにもかかわらず、段階的に単価を引き上げる旨説明し、製造原価未満の新単価を受け入れさせることにより、下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めていた。</p> <p>本件下請事業者が提示した見積単価を用いて計算した代金の額と下請代金の額との差額は、総額302万9268円である。</p>
違反法条	第4条第1項第5号（買ったときの禁止）
勧告日	令和5年3月27日

社名	株式会社キャメル珈琲
概要	<p>株式会社キャメル珈琲は、消費者等に販売する食品等の製造を下請事業者に委託しているところ、</p> <p>1 令和3年5月から令和4年12月までの間にオンラインストアで販売した商品の下請代金を下請事業者に支払う際に、「センターフィー」を下請代金の額から減じていた。 減額金額は、下請事業者58名に対し、総額748万4506円である。</p> <p>2 下請事業者から商品を受領した後、当該商品に係る品質検査を行っていないにもかかわらず、当該商品に瑕疵があることを理由として、令和3年5月から令和4年7月までの間、当該商品を引き取らせていた。 返品した商品の下請代金相当額は、下請事業者49名に対し、総額305万3210円である。</p> <p>3 前記2の返品をするに当たり生じる人件費や保管費等の諸経費の一部を確保するため、「契約不適合商品処理負担金」を提供させることにより、令和3年5月から令和4年7月までの間、下請事業者の利益を不当に害していた。 提供させた金額は、下請事業者46名に対し、総額313万160円である。</p>
違反法条	<p>第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）</p> <p>第4条第1項第4号（返品の禁止）</p> <p>第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）</p>
勧告日	令和5年3月17日

社名	岡野バルブ製造株式会社
概要	<p>岡野バルブ製造株式会社は、自社が販売する発電用バルブの部品の製造を下請事業者に委託するに際し、自社が所有する木型及び金型（以下「木型等」という。）を貸与していたところ、当該木型等を用いて製造する部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、遅くとも令和3年8月1日から令和4年12月6日までの間、合計330個の木型等を無償で保管させていた。</p>
違反法条	第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）
勧告日	令和5年3月16日

社名	廣川株式会社
概要	<p>廣川株式会社は、食品製造業者等に販売する包装資材等又は食品製造業者等から製造を請け負う包装資材、販売促進用商品等の製造を、また、食品製造業者等から作成を請け負う印刷物等のデザインの作成を下請事業者に委託しているところ、令和3年9月から令和4年10月までの間、次のアからウまでの額を下請代金の額から減じていた。</p> <p>ア 「歩引」の額</p> <p>イ 「でんさい手数料」の額</p> <p>ウ 下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に、廣川が実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額</p> <p>減額金額は、下請事業者87名に対し、総額1323万6486円である。</p>
違反法条	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）
勧告日	令和5年3月8日

社名	株式会社エスアイシステム
概要	<p>株式会社エスアイシステムは、株式会社セブン-イレブン・ジャパンの店舗等に対して販売する食料品及び飲料品の製造を下請事業者に委託しているところ、令和元年11月から令和2年12月までの間、「写真代」を下請代金の額から減じていた。 減額金額は、下請事業者46名に対し、総額3628万847円である。</p>
違反法条	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）
勧告日	令和4年9月9日